

令和 4 年度第 2 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 4 年 4 月 2 6 日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線 4 2 4 2〕

① 件 名
石巻市地域公共交通活性化協議会の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市では、これまでの「石巻市総合交通戦略」を全面的に見直しし、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「石巻市総合交通計画」を令和 4 年 3 月に策定した。 また、現在、本市の公共交通に関する会議体については、条例設置の石巻市総合交通戦略審議会と、要綱設置の石巻市地域公共交通会議の 2 つが存在するが、令和 4 年 3 月 3 1 日付け国土交通省通知『「令和 3 年度の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた協議会制度の運用等について』により、協議会等の一本化など柔軟な対応が推奨されている。</p> <p>【目的】 石巻市総合交通計画に基づく地域公共交通施策を円滑に推進する体制を構築するため、石巻市総合交通戦略審議会及び石巻市地域公共交通会議を一本化し、「石巻市地域公共交通活性化協議会」を設置するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号） 道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号） 石巻市総合交通戦略審議会条例（令和 2 年 3 月条例第 4 号） 石巻市地域公共交通会議設置要綱（令和 2 年 3 月告示第 1 3 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 5 節 持続可能な公共交通ネットワークの整備の推進</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 4 年 3 月 石巻市総合交通計画策定（令和 4 年度～令和 8 年度） 「令和 3 年度の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた協議会制度の運用等について（国土交通省通知）
⑤ 主な内容
<p>石巻市総合交通戦略審議会及び石巻市地域公共交通会議を一本化し、名称を「石巻市地域公共交通活性化協議会」に改める。</p> <p>1 所 掌 事 務 (1) 総合交通計画の策定及び変更に関する事項 (2) 総合交通計画に位置付けられた事業の進行管理に関する事項 (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項 (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項 ※(1)～(2)は石巻市総合交通戦略審議会、(3)～(5)は石巻市地域公共交通会議で定めていたもの。</p> <p>2 体 制 委員の人数（30 人以内）、構成及び任期（2 年）等については従前のとおり。協議会は会長のほか、副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。</p> <p>3 報酬及び費用弁償 石巻市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償について、「石巻市総合交通戦略審議会委員」を「石巻市地域公共交通活性化協議会委員」に改め、報酬及び費用弁償額については従前のとおり。</p> <p>4 そ の 他 石巻市地域公共交通会議設置要綱は廃止する。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

効率的な会議の開催・運営が可能となり、石巻市総合交通計画に基づく各種施策の円滑な推進に寄与する。

【市財政への負担】

報酬	570千円（190千円（20人）×3回）
費用弁償	54千円（18千円（15人）×3回）
通信運搬費	18千円（6千円（28人）×3回）
合計	642千円

（財源）一般財源 ※令和4年度予算措置済

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律並びに道路運送法施行規則に基づく会議体を1つの組織として設置している主な団体（条例名）

さいたま市地域公共交通協議会条例

千葉市地域公共交通活性化協議会条例

（宮城県内）

白石市地域公共交通会議設置条例

気仙沼市地域公共交通会議条例

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市総合交通戦略審議会条例の一部改正について提案
（公布の日から施行）

石巻市地域公共交通会議設置要綱の廃止

7月 協議会開催

⑨ その他

【委員構成（令和3年度）】

- (1) 学識経験者 2名
 - (2) 関係機関の職員 11名
 - (3) 関係運送事業者 4名
 - (4) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者 11名
 - (5) 前各号に掲げるほか市長が必要と認める者 2名
- 計30名